

佐倉市 パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度

2025年4月1日 スタート



佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

同性・異性問わず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。また、お二人にお子さまや親御様等がいる場合、ファミリーシップも宣誓できます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、**誰もが大切なパートナーや家族とともに、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。**

市民・事業者の
皆様へ

佐倉市は、「一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を十分発揮し、希望する生き方ができるまち」を目指すため、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施します。制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

佐倉市 市民部 自治人権推進課

〒285-8501 佐倉市海隣寺町9 7 番地

TEL 043-484-1948 FAX 043-484-1677

✉ jichijinken@city.sakura.lg.jp

手続き方法や、制度に関する詳細は
市ウェブサイト(右 二次元コード)をご覧ください。

佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度



宣誓要件

- ✓ 成年に達していること
- ✓ 配偶者がいないこと
- ✓ 宣誓者以外の方とパートナーシップ及びファミリーシップの関係がないこと
- ✓ 佐倉市民であること、又は転入を予定していること
- ✓ 宣誓者同士の関係が、近親者でないこと
- ✓ ファミリーシップ制度を利用する場合は、双方又は一方に子や親等がいること

必要書類



佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書



住民票の写し等



戸籍全部事項証明書等



本人確認書類



ファミリーシップの宣誓の場合は、
子又は親であることを証明する書類

宣誓の流れ

1

宣誓日の予約



宣誓希望日の原則7日前までに、
電話、またはメールで予約をしてください。

2

宣誓書の提出



- 予約した日時に、必要書類をお持ちの上、お二人そろってお越しください。
- ファミリーシップ制度ご利用の際、お子様の同伴は不要ですが、15歳以上の場合や親御様等の宣誓にあたっては、そのご本人にもご来庁いただき、本人確認が必要です。

3

宣誓証明書等の受領

後日、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を交付します
(※概ね、1週間程度お時間をいただきます)。

- 宣誓書提出の際に交付日を調整します。
- 郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼り付けた角2封筒を、宣誓書提出の際にご持参ください。